

<交付申請から補助金交付までの流れ>

※福岡県テイクアウト容器等に係るプラスチック代替品切替支援補助金を受ける場合

1. 福岡県テイクアウト容器等に係るプラスチック代替品切替支援補助金の交付を受ける。
福岡県が定める手順に沿って補助金の申請・事業の実施を行い、福岡県から補助金の交付を受けてください。

2. 交付申請書類を準備する

1. で福岡県の補助金交付申請をした同年度内に、下記の交付申請書類を準備してください。

- ・交付申請書（様式第 1 号）
- ・誓約書（様式第 3 号）
- ・食品衛生法第 55 条に基づく営業許可書の写し、または当該許可を有しない場合（法令に反する場合は除く。）は、飲食物の宅配またはテイクアウト等を行っていることが分かる資料
- ・市税が滞納がないことの証明書（法人の場合は法人名義、個人の場合は個人名義）
- ・個人事業者にあつては本人であることが確認できる書類の写し
- ・福岡県テイクアウト容器等に係るプラスチック代替品切替支援補助金交付要綱に定める「実績報告書」の写し
- ・福岡県テイクアウト容器等に係るプラスチック代替品切替支援補助金交付要綱に定める「額の確定通知書」の写し

3. 交付申請書類を提出する

下記方法により、宗像市脱炭素社会推進課に交付申請書類を提出してください。

方法	提出先	提出に際して	提出物形状
メール	zero-carbon@city.munakata.lg.jp 宗像市脱炭素社会推進課	件名「宗像市テイクアウト容器等プラスチック代替品切替支援補助金申請」	電子データ
郵便	〒811-3492 宗像市東郷 1-1-1	送料は申請者負担	紙資料
持参	宗像市脱炭素社会推進課 宛	平日 8:30-17:00	

4. 交付申請書類の審査・「交付決定通知及び額の確定通知書」の送付（郵送）

提出された資料を基に、補助金交付の可否を市が審査します。審査を合格した場合、市から「交付決定通知及び額の確定通知書」を郵送します。

5. 補助金を受け取る

「交付決定通知及び額の確定通知書」を基に、請求書（様式第 10 号）を作成して提出してください。指定した口座に補助金を交付します。